

京都さつき法律事務所報 第24号 2014(平成26)年8月10日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂第二ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

## 【さつき読書館①】

### 佐藤幸治「憲法」

### ～やさしい思いアフェクション

弁護士 山下信子

1 前号のさつきニュースで秘密保護法の解説をしたところ、「山下にしてははじめて分かりやすい説明だった。」とほめて下さった社長、「私も若いとき、組合から言われてピラ配りしました。」と打明けて下さった依頼者、チラシ配りのコツを教えて下さった美容師さんなど、たくさん反響をいただきました。調子にのって今回も、時事ネタで、憲法の話をしませう。

## 2 司法試験憲法

実は、私は、7つある試験科目のうち、憲法が一番好きでした。好きになった理由は単純で、初めて受けた模擬テストが憲法



今年5月に「地球愛祭り2014in京都」(@ひと・まち交流館)で、チョコッとだけフラを踊らせてもらえました。本文にそぐわぬ明るい写真です。

で、唯一知っていた論点が偶然出て、30点満点中26点という模範答案(24点が合格点で26点は減多に出ない

です)をかつ飛ばし先生にほめられた、それです(作文をほめられた小学生が国語好きになるのと同じです…その後の挫折は省略します…)

ともかくそれがきっかけで、私は、この佐藤幸治「憲法」を基本書に、憲法の森に分け入ったのです。そこで知ったのは、国の権力を行政・立法・司法の3つに分けて、互いに牽制させ、とくに政府の行為に何重にもチェックをかける、精緻な統治機構の仕組みでした。

これは立憲主義といって、この仕組みを国の最高法規とすることによって、権力にしばりをかけ、国民の自由や人権を保障しようというのが憲法なのです。

つまり、王様より、大統領より、総理大臣より、内閣より、多数派政党より、「憲法はえらい!」のです。

## 3 立憲主義へのやさしい思い

でも、現実には、きれいに進んでゆくものではありません(人生や事件とっしょですね)。立憲主義の仕組みは、権力者にとってイヤなものなので、とき

## 残暑お見舞い 申し上げます

2014年晩夏

京都さつき法律事務所一同

の権力者にいじめられてきたのが憲法の歴史です。

たとえば、「私の意思こそが全てを決定する」と言って、憲法を無視して戦争を始めたのはヒトラーでした。だからこそ、多くの学者たちが、立憲主義の仕組みを大切に、時代の中で格闘してきたのです。

佐藤教授のこの本も、立憲主義の仕組みをできる限り厳密に、適正に、照らし出そうと意識して執筆されたのですが、驚くのは、端書きで、立憲主義へアフェクションを抱きつつ書いたと記しておられることです。厳格な解釈論を展開する学者が、アフェクション(やさしい思い)、という「情緒的な」表現をされたことに、私は感動します。だって、法律は無味乾燥だとか冷酷だとか言われていて、たとえば刑法にやさしい思いを抱く、なんて言わないでしょう。でも、憲法については厳格さで著名な学者がそう書かれた。それほど憲法は特別なのです。

#### 4 テレビ局のディレクターに論された話

こういう本で勉強したので、憲法裁判と無縁の一般民事弁護士になり、(国に裁判を起こすことはあっても)、仕事で憲法を使うことはまずない私でも、憲法の仕組みは、頭に浸みついていきます。

だから、ソ連がプラハに、米国がベトナムやアフガニスタンに、戦争に行ったときに、ソ連や米国以外の兵隊が戦争に出かけたのと同じように、米国がどこかで戦争したときに、日本人が、そこに出かけていって戦争をしても、憲法に違反しない!と決めたって、たかが閣議決定やん、憲法違反で無効やん、と私は思ってしまう。

だって、「閣議」なんて、本書450頁のうちたった11行しか割いてないし、授業でもすっ飛ばしてたし、統治機構の中でとても低い位置づけの部署なんです。その部署の決定に重みがあるは

ずない!と考えるしまうのです。

これは、少なくない弁護士の思考方法だと思いますが、日々刻々現実の政治を取材しているマスコミからすると、弁護士は政治にうといと見えるようです。私も、以前、テレビ局の取材を受けたとき、ディレクター(すてきにハンサムでした)から、「山下先生、政治は大事ですよ。」と言われたことがあります。このとき私は、マスコミの人たちが言う政治って永田町で誰が大臣になったとかでしょう、誰がなっても大して変わらないやんと思っていました。

でも、さすがに今回、「私が最高責任者です!」とか、「憲法を国民の手に取り戻す」(「国民」を「ボク」に読み替えるとわかりやすい)と言う人のもとで、すんなり閣議決定がされたのを見ると、誰が大臣になるかも大事だとわかりました。

#### 5 次は法律で固める

でも、閣議決定とか、集团的

自衛権とかは、たいした議論ではないのです。閣議決定だけだとさすがにまずいので、これから法律で固めてきます(国家安全保障基本法)。この法律に必要な秘密保護法は、去年の暮れに先に通ってます。憲法改正のための国民投票法も、6月に変更されました(サッカーに気をとられてる間に)。

すでに11年前に、「武力攻撃事態法」や「国民保護法」が成立していて、「日本の外部からの武力攻撃が発生する危険が迫っていると認められるに至った事態が生じた場合に」(長い)、国と県とで、住民を収容施設へ収容したり、危険な物件を除去したり、自治体や民間企業の職員、医療関係者、建築土木関係、輸送関係などに協力を要請できるし、国民の協力条項もあります(あくまで強制はしないと政府は言ってますけど)。大戦中の、建物の「強制疎開」や、「徴用」を思い出しませんか?

## 納涼のすゝめ

弁護士 本條裕子

### クーリング・オフとは?

突然ですが、「クーリング・オフ」をご存じでしょうか。

普段意識することはありませんが、我々の日常生活には「契約」があふれています。たとえば、スーパーで晩ご飯の材料を買うのは「売買契約」、電車に乗るのは「旅客運送契約」です。「契約」と言うと仰々しく聞こえるかもしれませんが、民法の

基本的な考え方ですと、「意思表示の合致」(たとえば、「〇万円です。」「じゃあその値段で買います。」)があれば、(証明できるかの問題を置くとして)「契約成立」なのです。

前号のさつきニュースでもご説明したとおり、一旦「成立」した契約を、後から無効だと争ったり、取り消したりするのは本来大変です。しかし、一定の場合に、例外的に、無条件で

一方的に契約を解除することができる制度が「クーリング・オフ」なのです。



### クーリング・オフ制度と効果の概要

クーリング・オフ (cooling-off) とは、文字通り「頭を冷やして考え直す期間を確保する」ということです。たとえば、突

然の訪問販売や電話での勧誘による販売によって、よく考える時間もなく契約してしまったような場合、後から考えて、やっぱりあの商品は要らないかな、と思ったときに、クーリング・オフにより契約を無条件で解除できるケースがあります。

クーリング・オフができる場合、既に支払ったお金については返金を求めることができますし、基本的には解除について「解約手数料」等の金銭を支払う必要がありません。また、商品を受け取っていた場合には、事業者の費用負担（つまり着払い）で返品することができます。

このように、クーリング・オフ制度は、消費者の保護に厚いのです。

### どういった場合にクーリング・オフができるのか？

では、どのような場合にクーリング・オフができるのでしょうか。ここでは特定商品取引法に定められたクーリング・オフについて説明します。

たとえば、次のうち、クーリング・オフができるケースはいくつあるでしょうか？

- A. 訪問販売で布団を購入し早速4日間使ってみたが、前の布団と寝心地が変わらないので返品したい。
- B. 電話勧誘で資格教材を購入した。届いた商品を開封して2～3日教材の内容を見てみると思ったより難しそうなのでやめたい。
- C. 1年間で20万円のエステコースを申し込み、早速その日に1回エステを受けたが、やっぱり高いと思ったので解

約したい。

- D. 通信販売で本を数冊買った。広告には「返品不可」と書かれているが、同じ本を友人が譲ってくれることになったので返品したい。

正解は、3つ（A、B、C）です。クーリング・オフができる場合は、いくつかの条件があります。細かい条件までは説明できませんが、大まかには次の3つを挙げることができます。

まず、1つ目の条件は、「消費者」であること、です。この条件は、消費者保護の対象と商行為を区別するためのものです。ただ、会社であっても、営業のための契約ではないことを理由にクーリング・オフを認めた裁判例もあります。

次に、2つ目の条件は、一定の取引形態に当てはまること、です。一定の取引形態とは、訪問販売（キャッチセールスを含む。）、電話勧誘販売、連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）、特定継続的役務提供契約（エステ、語学教室、家庭教師等）などです。なお、通信販売にはクーリング・オフ制度が無いので注

意しましょう。

3つ目の条件は、申込書面または契約書面を受け取った日のうち早い方から数えて8日間以内（または20日間以内）であること、です。ただ、受け取った書面に、法律上定められている事項が記載されていない場合には、この期間が過ぎていてもクーリング・オフができる場合があります。

### 最後に

3つ目の条件からわかるとおり、クーリング・オフをするには、早めにクーリング・オフの通知をする必要があります。また、通信販売のケースでも、画面や広告に返品制度について記載が無い場合には、商品を受け取ってから8日間以内であれば（送料は消費者負担ですが）返品が可能です。クーリング・オフができるのかどうか迷われたら、早めにご相談ください。

もちろん、1番良いのは、契約を結ぶ前にじっくり頭を冷やして考えることです。暑い日が続きますが、契約についてもクールに過ごしたいですね。

## 【さつき読書館②】

### 朝吹登水子「愛のむこう側」

弁護士 山下信子

今回はもうひとつ読書館。これは、サガンなどの翻訳で有名な朝吹登水子の自伝的小説である。著者は、戦前の上流階級のお嬢様で、この本は、日本の本当の意味での支配階級に育った人物によって、最初に書かれた作品だと評されている。

ヒロインの沙良は、宮邸と庭続きの広大な邸宅で、英国人の家庭教師の教育を受けて育つ。ヴェールをかけたカノチエの帽子だの、シャンティイのレースの白い夜会服だの、社交界の描写は、楽しい。

沙良は、16歳の若さで、財閥

の御曹司と誰もがうらやむ結婚をして、ヨーロッパに1年間の新婚旅行に出かける。しかし、家族・友人から離れて、はじめて夫と差し向かいになったとき、沙良は、恋していると信じていた夫が、感動とともに味わえない空疎な人間であると知る。夫は、自分の服と車とゴルフにしか関心がなく、旅行先で懐具合が悪くなっても、自分のための散在はやめる気はなく、沙良には僅かな小遣いしか渡さない。妻が困ると連想する意思も能力もないから妻に悪いとも感じない。

そうして、沙良は、両親の嘆きや世間の嘲笑を考えれば、不可能だと信じていた離婚を、「猛々しい決意で敢行」する。

離婚後、沙良は、パリ郊外の女学校を経て、ソルボンヌ大学に通い、1930年代の後半を、進歩的文学者や世界中から来ていた学生たちと交流して過ごし、西欧で日本がどのように見られているかを知り、あるいは、家族史を社会的に勉強したいと思うようになる。このあたり、広々とした視野の、美しい成長物語が展開する。

しかし、世界戦争の勃発を前に日本に帰国した沙良を待っていたのは、会話の閉塞と、食糧難と、愛する人の徴兵であった。

沙良のごく身近な人も、徴兵され、輸送船の撃沈や餓死で、戦わずして死んでゆく。沙良自身も、食料難のためげっそりと痩せ、空襲におびえ、開戦前に外国人と交流があったために特高警察につきまともわれる。沙良の父は、開戦直後、すべての要職から身をひいたリベラリスト

で、沙良も、「積極的に反戦行動ができなくてもファシズムと戦争にだけは絶対に荷担しない。」と自分に誓っていたが、ただ時代に翻弄されていく。

腹が満ち、いばっていたのは特高警察やその配下だけという状況が、子細に描かれてゆく。保守リベラリストたちの戦争終結のための努力も垣間見ることができる。

私は、今まで読んできた本で、特権階級の人々は、特権を使って、自分の子や親族の、「徴兵逃れ」や「徴用逃れ」をさせていたのだと思っていた。

でも、そうではなかったというのをこの本は教えてくれる。

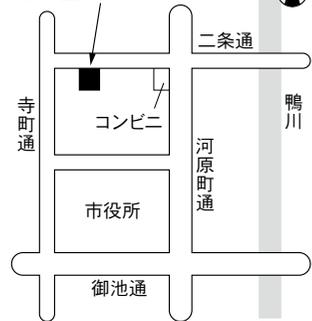
ところで、最近、まさかの徴兵制が出てくるかも、と気になりだした人々がいる。自衛隊がよその国のために戦争に行つて死ぬかもしれない自衛隊に変われば、子どもを就職させる親はいないだろうし、自衛隊に就職する若者が減つたら次は徴兵制だろう、という三段論法である。

子どもは海外の大学に行かせると決めた人、大学院は海外に行くことを勧めている大学教員、「つらくてテレビは見えない」という人、徴兵制になるまで何年かかるか、自分の孫が徴兵にとられる年齢になっているだろうか、計算をする人もいる。

でも、個人的な努力では逃げ切れない。まさかまだ大丈夫と思っている間に事は始まる。思いを口にしたいと思ったときにその自由はない。秘密だらけで苦難がいつ終わるのかもわからない。それを、本書は教えてくれる(また、最初の話に戻ってしまいました…)

## 事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所  
(延寿堂第二ビル2階)



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

## 編集後記

今年は例年より遅めの梅雨入りで、7月もなかなかすっきりしないお天気が続いています。梅雨末期は例年、局地的な大雨が発生していますし、昨年京都市にも台風18号が大きな被害をもたらしました。今年は大きな災害がありませんように願いますが、“大雨警報”“土砂災害警戒情報”“大雨特別警報”等の発表には皆さまご注意ください、夏を乗り切っていただきたいと思ひます。

さて、今回のさつきNEWS24号はいかがでしたでしょうか。

山下の渾身のさつき読書館、本條のクールなクーリングオフについて、と内容豊富な仕上がりになりました。ご意見、ご感想をお寄せいただければ幸いです。

当事務所は8月14日(木)から17日(日)までお盆休みをいただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。